

令和4年第1回

臨時会会議録

会 期

令和4年1月6日(木)

会 議 日

令和4年1月6日(木)

東串良町議会

令和4年第1回東串良町議会臨時会（第1号）

開 会 令和4年1月6日 午前11時10分
閉 会 令和4年1月6日 午前11時23分

出席議員（10人）

1番 小川 香織	2番 児玉 勇治
3番 瀬戸山 譲一	4番 牧原 完治
5番 西園 貞美	6番 泊 重巳
7番 前田 隆	8番 上園 ミキ
9番 宮地 利雄	10番 田之畑 稔

欠席議員（0人）

会議録署名議員（会議規則第127条）

1番 小川 香織	2番 児玉 勇治
----------	----------

地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおりである。

町長	宮原 順
副町長	畠中 勇一郎
総務課長	江口 勝志
福祉課長	吉永 広史
企画課長	中島 孝一
総務課長補佐	上野 史生

職務のため出席した者の職・氏名

事務局長	浜屋 啓子	書記	大園 保広
------	-------	----	-------

議事日程	別紙のとおり
会議に付した事件	議事日程のとおり
会議の経過	別紙のとおり

議 事 日 程

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期決定の件

日程第 3 議案第 1 号 訴訟上の和解について

日程第 4 議案第 2 号 令和 3 年度東串良町一般会計補正予算（第 9 号）

会 議 の 経 過

開 会 午前11時10分

議 長（田之畑）

ただいまから、令和4年第1回東串良町議会臨時会を開会します。

本日の会議を開きます。

日程の報告をします。

日程は、印刷してお手元に配付してありますので朗読を省略します。

◆ 日程第1 会議録署名議員の指名

議 長（田之畑）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、1番 小川香織議員及び2番 児玉勇治議員を指名します。

◆ 日程第2 会期決定の件

議 長（田之畑）

日程第2 会期決定の件を議題にします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日の1日間としたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日の1日間に決定しました。

◆ 日程第3 議案第1号 訴訟上の和解について

議 長（田之畑）

日程第3 議案第1号 訴訟上の和解についてを議題とします。

本件について、町長からの提案理由の説明を求めます。

町長。

会 議 の 経 過

町 長（宮 原）

おはようございます。

議案第1号 訴訟上の和解について、御説明申し上げます。

鹿児島地方裁判所鹿屋支部令和3年（ワ）第43号所有権移転登記手続等請求事件について和解したので、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。よろしく願いいたします。

議 長（田之畑）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

1番 小川議員。

1 番（小 川）

令和3年より行われた話し合いが相互理解により円満に解決することを望み、三つの質問を行います。

まず一つ目、令和3年度より行われた話し合いについて、今回の訴訟の主たる原因の説明をお願いいたします。

議 長（田之畑）

福祉課長。

福祉課長（吉 永）

お答えいたします。

今回の訴訟の至った主な原因でございますけれども、過去にも町民の方々から、また陳情や議会での質問などにおきまして旧明光園跡地の返還に対していろいろお話、質問等もあったわけですが、それまでは登記簿等でしか私どもも所有権移転に関する事項が確認できておりませんでした。その後、昭和45年3月の東串良町議会において財産の無償譲渡についての議案が昭和45年3月13日に可決をされた際の議決書を確認することができました。その議決書に記載された譲渡の条件は、譲受人は譲り受けた土地を養護老人ホーム敷地として使用する必要がなくなったときには、町に無償で返還すると記載されていたことから、町としては養護老人ホームの敷地として使用する必要がなくなった現状に鑑みまして、社会福祉法人有明会から東串良町へ無償で返還されるべきものというような考えに至ったところでございます。

それをもちまして、令和2年12月18日に有明会の北園理事長に説明をし、理解を求めたところでございますが、なかなかそのような理解をしていただけなかったということもありました。その場でまた土地については売却の手続も進めているということでございましたので、私どもとしましては、令和2年12月21日に鹿児島地方裁判所鹿屋支部に不動産仮処分申立てを行ったところでございます。昨日、受領されて、2日後の12月23日には仮処分の決定がなされました。そのような状況を

会 議 の 経 過

もちまして、令和3年4月16日に弁護をお願いしております、村山弁護士と私のほうで明光園に出向きまして、北園理事長と面会をし、裁判所のこの仮処分決定という状況をもって土地の返還について話し合いを持ったわけですが、御理解をいただけなかったということで、裁判を行うべく令和3年5月7日に議会で訴訟の提起及び予算の議決がなされまして、5月26日に裁判所に訴状を提出したと、そういった概要でございます。

以上です。

議 長（田之畑）

1 番 小川議員。

1 番（小 川）

ありがとうございます。頂いた和解条項についてお伺いします。

条項16に示される訴訟費用は各自の負担とすると書いてありますが、訴訟費用、またこれまでに本件にかかった弁護士費用を含めた町の負担金について伺います。

議 長（田之畑）

福祉課長。

福祉課長（吉 永）

これまでにかかった費用ということでございますが、令和2年度から取り組んでおりますので、令和2年分をまず申し上げますと、不動産仮処分命令申立て業務につきましては、26万9,546円でございます。その際に供託金が必要となりました。供託金は145万円でございます。合計しますと令和2年度分としては171万9,546円、令和2年度に支出をいたしました。それから令和3年度分といたしましては、弁護士着手金といたしまして71万7,200円を支出をしているところでございます。両方合わせまして現在のところ243万6,746円を支出をしているところでございます。

今後必要な経費としましては、残りの弁護士報酬及びその関連的な経費の部分になっていきますが、ここについてはまだ詳細な金額は分かりません。

それから供託金につきましては、和解が成立いたしますと、裁判終了後に返還をされるという運びになります。

以上でございます。

議 長（田之畑）

1 番 小川議員。

1 番（小 川）

最後に、今回は昭和40年代における贈与契約並びに契約書の保管における不備並

会 議 の 経 過

びにこれまでの管理体制による事象が起こったと考えられます。この件を踏まえて今後本町における契約書を含めた管理体制についてどのようにお考えか伺います。

議 長（田之畑）
総務課長。

総務課長（江 口）

確かにおっしゃるとおり文書管理の部分が大事な部分になってくるかと思いますが、ただ、この譲渡契約書につきましては、あったかなかったかという事実さえも今分かっておりませんので、これについてはちょっと難しいところもございますが、今後の文書管理につきましては文書管理規定が定めてありますので、その管理規定に基づいて永久保存、あるいは10年保存、1年保存といろいろありますので、それに基づいて的確な管理をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

議 長（田之畑）
ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）
ないようですので、これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）
討論なしと認めます。
これから議案第1号 訴訟上の和解についてを採決します。
お諮りします。
本件は、このとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）
異議なしと認めます。
したがって、本件はこのとおり可決されました。

◆ 日程第4 議案第2号 令和3年度東串良町一般会計補正予算（第9号）

議 長（田之畑）

日程第4 議案第2号 令和3年度東串良町一般会計補正予算（第9号）を議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長（宮 原）

議案第2号 令和3年度東串良町一般会計補正予算（第9号）について、御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3億3,279万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ68億1,299万2,000円といたしました。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるところでございます。よろしく願いいたします。

議 長（田之畑）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから議案第2号 令和3年度東串良町一般会計補正予算（第9号）を採決します。

お諮りします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会 議 の 経 過

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

議 長（田之畑）

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和4年第1回東串良町議会臨時会を閉会します。

閉 会            午前11時23分